

**北九州市農業委員会**  
**第2回東部部会会議（令和5年度9月部会会議）議事録**

**1 日 時** 令和5年9月8日（金）午前10時00分～10時38分

**2 場 所** 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

**3 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 29名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	井 手 尾 秋 義
澤 水 理 佳	稲 光 進		

農地利用最適化推進委員 19名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生	古 田 仁 重
清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博
河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二	

・欠席委員 2名

農業委員 1名

八木田 経 二

農地利用最適化推進委員 1名

村 田 堯

**4 事務局出席者**

江 島 事務局長	篠 田 次長	田 上 係長	飛 松 主査
奥 本 主任			

**5 議 事**

**(1) 農地関係**

**【報 告】**

報告第6号	許可又は受理の取下願について	1件
報告第7号	使用貸借権の解約について	2件
報告第8号	非農地証明願について	3件
報告第9号	農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第10号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第11号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件

**【議 案】**

議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	1件

6 傍聴人 なし

事務局 ただ今より、令和5年度第2回東部部会会議を開催します。本日の出席委員は31名中、29名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。なお携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

部会長 ただ今より、令和5年度第2回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思っておりますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

次に、議案の審議に先立ちまして、新規就農者の面接を行います。議案書11ページの「営農計画書」をご覧ください。それでは、新規就農者の方から説明をお願いします。

(新規就農者の面接及び質疑応答)

部会長 以上で面接を終了いたします。どうもお疲れ様でした。ありがとうございます。

(新規就農者 退室)

それでは議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別の内容の説明を省略いたします。

議案書の9ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を行います。

それでは、議案第3号第1項、門司区大字吉志地区担当の古田俊策委員報告をお願いします。

古田俊策委員 議案第3号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字吉志の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長 次に、第2項、小倉南区朽網東地区担当の川江委員報告をお願いします。

川江委員 議案第3号第2項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、朽網東の申請地において、水稻栽培及び季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長	次に、第3項及び第4項、小倉南区大字母原及び大字小森地区担当の椰野委員報告をお願いします。
椰野委員	<p>議案第3号第3項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が新規営農するもので、大字母原の申請地において、果樹栽培及び季節野菜栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に、第4項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字小森の申請地において、水稻栽培及び野菜栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
部会長	次に、第5項、小倉南区中吉田地区担当の各務委員報告をお願いします。
各務委員	<p>議案第3号第5項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、中吉田の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
部会長	次に、第6項、小倉南区大字山本地区担当の藤堂委員報告をお願いします。
藤堂委員	<p>議案第3号第6項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字山本の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
部会長	<p>ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ご異議は無いようですので、議案第3号につきましては、許可と決定いたします。</p>
部会長	<p>続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議を行います。</p> <p>今月担当の第2東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。</p>
川江調査長	<p>議案第4号について、本会議に先立って行われました、第2東部調査委員会での事前審査の結果について、ご報告いたします。</p> <p>申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。</p> <p>申請者が農家住宅を建設するために、農地を転用するものです。</p> <p>隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分である</p>

ため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第4号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議を行います。川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第5号について、調査委員会での事前審査の結果について、ご報告いたします。

まず、第1項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

無蓋資材置場及び無蓋駐車場として利用するため、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

第2項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

無蓋資材置場及び無蓋駐車場として利用するため、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、第3項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

無蓋駐車場として利用するため、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、第4項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

無蓋資材置場として利用するため、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第5号につきましては、許可相当と決定いたします。

部会長

続きまして、議案書の19ページをお開きください。議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」及び、議案書の21ページの議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について」は、中間管理機構を通じた一連の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第6号及び議案第7号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、3番各務委員と4番中谷委員です。よろしくお願ひします。

他にありませんか。なければ、他に事務局からありませんか。

(事務局より2件連絡事項)

部会長

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。